

令和 8 年度第 1 回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分まで

2 開催

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 出席者

委員総数 22 名中 16 名

（出席委員）

犬飼尚子委員、加藤悦久委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、鈴木右委員、春原晶代委員、都築昭彦委員、中井恵美委員、野田幸枝委員、林智子委員、林直紀委員、堀川忍委員、邑松有紀委員、室田ひふみ委員、山本理絵委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長、
県民文化局（社会活動推進課、学事振興課私学振興室）
教育委員会（あいちの学び推進課、高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課）
ほか

4 議事等

（子育て支援課 平山課長補佐）

ただ今から令和 8 年度第 1 回愛知県子ども・子育て会議を開催させていただきます。私は子育て支援課の平山と申します。

委員の皆様方におかれてはお忙しい中、ご参加いただきまして厚く御礼申し上げます。

委員の皆様のご紹介でございます。今回、委員改選によりまして委員に変更が生じております。

お手元の配付資料 2 枚目（次第の後ろ）にお付けしております「愛知県子ども・子育て会議 委員名簿」をご覧ください。

委員の数が 23 名から 22 名となっております。この 3 月で愛知県地域活動連絡協議会は解散となりましたので、杉浦委員は解嘱となっております。

それでは、今回新たに委員にご就任された方につきまして、紹介させていただきます。

都築昭彦様。愛知県児童福祉施設長会 会長でいらっしゃいます。

林智子様。愛知県小中学校長会 東海市立上野中学校 校長でいらっしゃいます。

林直紀様。愛知県公立高等学校長会 県立知多翔洋高等学校 校長でいらっしゃいます。

原田克義様。愛知県市長会 豊川市子ども健康部子育て支援課長でいらっしゃいますが、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

また、新井委員、榊原委員、本多委員、政木委員、水越委員は、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

なお、犬飼委員におかれては 14 時 30 分ごろにご退席の予定です。

本日の会議では、定足数である過半数を超える 16 名の委員に出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしている資料は、次第の下の方に記載のとおりです。

また、委員の皆さまには、子ども・若者から意見を聴く取組として実施したものうち、12 月に実施した子ども・若者意見反映ワークショップ、子ども・若者委員ミーティングの実施状況が分かるよう、当日の写真付きの資料も配付しております。

続きまして、当会議の運営に関する事項についてご説明申し上げます。この会議は、「愛知県社会福祉審議会規程」第 9 条第 4 項で準用する同条第 3 項の規定により公開としております。5 月 18 日から県のホームページで会議の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては後藤会長をお願いいたします。

(後藤会長)

それでは、早速でございますが議事の方に入らせていただきます。その前に「愛知県社会福祉審議会規程」第 9 条第 1 項の規定によりまして、本日の議事録署名に 2 名を指名させていただきます。議事録署名人に中井委員と都築委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、よろしく願いいたします。

では、まず事務局を代表いたしまして、櫻井子ども家庭推進監からご挨拶を頂戴したいと思います。

（櫻井子ども家庭推進監）

愛知県福祉局で子ども家庭推進監をしております櫻井と申します。本日はよろしくお願いします。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多忙の中、「令和８年度第１回愛知県子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、子どもの権利の尊重に関する基本的な理念や取組を定める条例の制定に向けまして、昨年１０月から様々な意見を皆様方から賜ったところでございます。

ご意見の中では、当事者である子ども・若者から十分に意見を聴き、条例を制定することや、子どもにとって大切な権利を明確にすること、子どもの権利を救済する機関を設置するといったご意見が多かったと理解をしています。

今回皆様には、条例骨子（案）をご審議いただくことになります。

県といたしましては、骨子（案）の策定に当たりまして、委員の皆様からのご意見に加えまして、子ども・若者から、対面でのワークショップや、児童養護施設を訪問しての意見聴取、さらにはオンラインアンケートによる幅広い意見聴取、そして子ども・若者委員とのミーティングにより意見を聴いてまいりました。

本日は、条例骨子（案）全体、特に子ども・若者委員とともに作成した、子どもにとって大切な権利や子どもの権利擁護委員会の機能について、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜り、会議が実りあるものとなりますように祈念しております。

また、３月末になりますが、大村知事から、定例記者会見におきまして、この条例について発言がございました。

知事からは、夏頃にパブリックコメントを行った上で、条例制定を進めていきたい旨の発言がありましたので、何卒よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

（後藤会長）

ありがとうございました。

これまでも条例を制定するにあたって委員の皆様からご意見をいただき、それに加えまして、今回は子どもから意見を聴く取組やミーティングを重ねてやっていただいた、ということでございます。

県として、そのようなことを踏まえて条例制定に向けていかれるということも理解いたしました。

どうもありがとうございました。

ここから、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は、(1) 子どもの権利に関する条例（仮称）骨子（案）の検討についてです。

事務局の方から説明お願いいたします。

（子育て支援課 鈴木課長）

子育て支援課長の鈴木でございます。

私からは本日の議事（1）「子どもの権利に関する条例（仮称）骨子（案）の検討について」説明をさせていただきます。

資料1「子ども・若者から意見を聴く取組の実施及びその意見反映について」をご覧ください。

前回の会議で子ども・若者からの意見聴取の結果と、いただいた意見をどのように条例に反映させていくかについては、今回の会議でご報告するとさせていただいておりましたが、その資料が資料1になります。

なお、本資料については、子ども・若者からの意見を条例にどのように盛り込んでいくかについて、焦点を当てた資料になっており、どのような意見が出たかについては、参考資料1及び2をご覧くださいと思います。

まず資料1の2ページ目をご覧ください。意見を聴く取組の結果のまとめとなります。愛知県では、記載のとおり4つの取組を通じて子ども・若者からの意見聴取に取り組みました。

資料3ページ目をご覧ください。ここでは意見を聴くにあたって、本県で注意したことについてその一部となりますが、記載をしております。こども家庭庁のガイドラインにおいて示されている5つのステップのサイクルを意識し、意見聴取を行いました。それぞれのステップでどのようなことを意識し、取り組んだかについては、資料をご覧くださいと思いますが、例えば、右上の「企画する」では、多くの方からの意見を聴くことが出来るよう、複数の方式での意見聴取を実施し、また委員の皆様から前回の会議でご指摘をいただきました、継続して子ども・若者からの意見聴取を行えるよう「子ども・若者委員」の募集も実施しました。また、右下の「事前に準備する」では、意見形成支援の重要性を本県でも理解し、日本ユニセフ協会の「児童の権利に関する条約」に関する資料を事前に子どもたちに配布したり、子どもの権利についてや、意見聴取の趣旨について直接子どもたちに説明を行ったりするなどの工夫を行いました。左下の「意見を聴く」というステップにおいては、事後のアンケート結果になりますが、12月のワークショップに参加いただいた方、全員がワークショップに参加してよかったとの回答をされております。

続きまして4ページ目をご覧ください。こちらは子ども・若者からの意見反映プロセスになります。本県では4つの方法での意見聴取を実施しましたが、それぞれを連動させつつ、子ども・若者からの意見反映に取り組みました。まず12月に行ったワークショップをもとに、アンケート内容を作成し、3月から行ったWebアンケートや児童養護施設における意見聴取に結びました。またWebアンケートや児童養護施設に参加いただいた方に希望を募り、「子ども・若者委員」を募集し、子ども・若者委員とのミーティングに結びました。なお、それぞれでいただいた意見も大切な子ども・若者の意見になりますので、そこでいただいた意見をもとに条例骨子（案）への反映を行ってまいりました。

5ページ目をご覧ください。先ほど、12月に行ったワークショップをもとにアンケート内容を作成したとお伝えしましたが、どのようにアンケート内容の作成を行ったかについて本ページで記載しております。Webアンケートでは、設問3として、「あなたが大切だと思う権利を以下の7つの選択肢から当てはまるものすべて選択してください」を設定しておりました。ワークショップにおいてもどのような権利が大切かについて話し合っていており、その際に各グループから出てきた意見をもとにして、アンケートの設問3の選択肢を作成しています。なお、7つ選択肢を作成しましたが、いずれの選択肢もWebアンケートの回答者の7割以上が大切だと思うと回答されており、ワークショップで出た意見というものが、その他の多くの子どもたちにとっても「大切な権利」であるということを裏付ける結果になったと考えております。

6ページ目、7ページ目をご覧ください。2つのページでは、「子ども・若者委員」とのミーティングを除く、子ども・若者からの意見をどのように条例骨子（案）に盛り込んでいったかについて記載しております。既に条例骨子（素案）の段階で盛り込んでいた内容も多くありますが、子どもたちの考えや気持ちに沿った条例骨子（案）となっていることが6～7ページ目を見ていただきますと分かるかと思います。例えば6ページ目の冒頭になりますが、児童養護施設も含むWebアンケートにおいて、「差別されない権利」を選択する方が8割以上いたことやWebアンケートの設問4においても、多くの方から「差別の禁止」に関する回答が多くあったことから、基本理念の①で差別的取扱いの禁止に言及するとともに、子どもにとって大切な権利の①で不当な扱いを受けないことに言及しております。また、7ページ目の一番下の枠の1ポツ目、Webアンケートの設問6「自分たちでできることはあるか」の自由記載で「互いを尊重しあうこと」などの回答があったこと、その下の2ポツ目、12月のワークショップでも「寄り添いあうことが重要」などの意見があったことを受け、子どもにとって大切な権利の中で、「自身の権利が尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない」と記載することとしております。

続きまして8ページをご覧ください。8ページから10ページにかけては、「子ども・若者委員」からの意見をどのように条例骨子（案）に盛り込んだかについてとなっております。「子ども・若者委員」とは、Web アンケートを踏まえたミーティングを行い、「子どもにとっての大切な権利」を共に作成しました。「子どもにとっての大切な権利」は資料2－1の最終ページに記載があります。こちら資料をご覧くださいと思いますが、例えば、8ページ目の最後にあるとおり、「子どもにとって寄り添いを感じることができる文章にしてほしいため、子どもたちが「大切にされる」ということが分かるようにしてほしい」との意見を受け、「子どもにとって大切な権利」の③において、全ての子どもは「あらゆる人に大切にされながら」心身ともに健やかに成長し、発達することができる」と明記しました。また、10ページ目の最後になりますが、「「大人に守ってもらう」ばかりでなく、「子どもが自分の意志で自分の行動を決定」していける」ことを書いてほしいとの意見を受け、「子どもにとって大切な権利」の⑩において、全ての子どもは、「自分に関係する人の支援や助言を受けながら、自分の行動を自分の意志で決定することができる」と明記しております。

資料1の説明については以上となります。

続いて資料2－1についてご覧ください。ゴシック体かつ下線が引いてある箇所は、第2回会議の委員意見を踏まえて補記又は修正を行った箇所となり、ゴシック体のみの箇所は第2回会議で提示させていただきました骨子（素案）から骨子（案）にするにあたり事務局において補記または文言の整理を行った箇所となります。そのため、下線部を中心に説明させていただきます。

まず、「4 県の責務」をご覧ください。委員からは「子どもの権利を不本意ながら守ることができなくなった保護者向けの記載が必要。」、「保護者や学校関係者等、責務を守ることができない状況に迫いやられている方が保護に繋がるような記載が必要。」、「まずは保護者に責務があり、その保護者が責務を果たすことができるように県が支援する。そういった関係性が望ましい。」というご意見をいただいております。こういったご意見を踏まえて、県の責務の中に、「保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう」と追記しております。

次に「5 保護者の役割」をご覧ください。委員からは、元々記載のあった「生活のために必要な習慣を身に付けるや、自立心を育成するでは、意味が狭く感じる」というご意見をいただいております。そのため、保護者の役割として「子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもの養育に努める」と記載し、保護者の役割が狭く感じられることがないようにしました。

続いて、「7 事業者の役割」をご覧ください。委員からは、「事業者として子

ども施策に関わる部分の表現を入れたほうがよい。」とのご意見がいただいておりますので、事業者が「県及び市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める」旨を追記しております。

続いて、「12 子どもの意見の反映等」をご覧ください。委員からは「乳幼児期を含めて、子どもにかかわる関係者の理解と対応は子どもに大きな影響を及ぼすことから、「子どもの権利に関する理解を深め、子どもの権利を保障し、自分の思いや意見を表明できるように子どもの育ちを支える」のような内容について学校関係者等の役割に入れたらどうか。」や「乳幼児の子どもたちは、様々な思いを持っている一方、親や保護者の都合で振り回されてしまっている。その子たちをどう守っていくか検討することが必要。」とのご意見をいただいたところです。このことについては、まず本条例の建付け上、学校関係者等は「基本理念」に基づき、役割を果たすこととしており、基本理念には、全ての子どもたちの意見表明機会の保障などが記載されているところであります。それに加えて、適切な情報提供をする際には、「子どもの年齢及び発達の程度に応じて」行うこととし、乳幼児期を含むあらゆる年代の子どもを意識した書きぶりとなりました。

続いて、「17 愛知県子どもの権利擁護委員会」について、委員からは、「調査結果によっては、制度や施策に問題がある場合があるため、「勧告・改善要請」も行える必要がある。」とのご意見をいただいております。ご意見を踏まえて、委員会の職務として、②に「調査・調整の結果に基づき、必要があると認めるとき、知事に対して、申立てにかかる事案に関連する県の施策について必要な措置を講ずるよう意見を述べること」ができるよう規定を置いております。

なお、その後の「18 委員会の組織」では委員会の委員の人数などについて、「19 調査及び調整の申立て」から「21 調査及び調整の結果の報告等」においては、調査・調整の申立てがあった場合のフローについての規定となっております。

最後に枠外になりますが、「子どもにとって大切な権利」の規定になります。こちらは今後、条例に位置付けていくことになりますが、現時点でのどの箇所にこの案文を入れていくかについての調整が法務担当部局とついていないことから、枠外で記載させていただいております。委員からは、「権利カタログを作るべき」や「地域の状況に応じた権利を子どもと一緒に考えながら作るべき」との意見をいただき、この「子どもにとって大切な権利」の案文を資料1でご説明したとおり、子どもたちと一緒に作ってまいりました。

資料2-1についての説明は以上です。

続いて資料2-2について説明させていただきます。

こちらの資料では、第2回会議でいただきました意見のうち、ただ今、資料2

－1でご紹介いたしました意見以外の意見に対しての、県の考えや対応方針を記載させていただいております。

まず、「継続的に子どもの権利について考えていくという、子どもの委員を選任して一緒に条例を作っていくというプロセスが必要ではないか。」というご意見についてでございます。こちらは資料1でもお示しさせていただきましたが、Web アンケートの参加者のうち、継続して条例制定に関わることを希望する「子ども・若者委員」を募集することとし、実際に5月に2回活動をしております。

次に「身体や精神の障害のある子どもの意見表明はどのように考えているのか。」というご意見についてですが、身体や精神の障害のある子どもからの意見聴取が行えるよう、Web アンケートの実施にあたっては、特別支援学校の協力も得て、特別支援学校にも周知を行いました。また、周知の際には、視覚障害のある方に配慮し、読み上げ機能が活用できる旨や、インターネットでの回答だけでなく、メールの提出も行えるよう案内するなどの工夫も行いました。

次に「乳幼児からの意見聴取も行うべき」というご意見についてです。こども家庭庁において、乳幼児からの意見聴取については、工夫が特に必要とされるとの言及がされているところです。そのため、乳幼児からの意見聴取については、現場の先生方の意見も伺い、研究したうえで、今後本条例に基づき、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、「権利擁護は当然必要であるが、子どもだけではなく、大人側もセットで守れるようにするためにはどうしたらよいかという点を押さえる必要がある」というご意見についてです。県としては、大人を含めた他者の権利の尊重は重要な観点であることから、条例に今後位置づけられる「子どもにとって大切な権利」の中で、「自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない」と記述させていただきました。

以上が資料2－2についての説明となります。

先ほど、子ども家庭推進監からも挨拶申し上げたとおり、この条例については夏頃にパブリックコメントを行い制定に向け進めていきたいと考えております。なお、このパブリックコメントにあわせて、子ども・若者向けのパブリックコメントも行うこととしており、子ども・若者が意見を言いやすいよう夏休みが始まる前に周知を行い、夏休みの期間にかけて行えるようにしたいと考えております。

条例骨子（案）へのご意見等、よろしくお願いいたします。

（後藤会長）

詳しいご説明ありがとうございました。またこの間、職員の皆様が精力的に、

骨子（案）を作成いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事（1）条例骨子（案）につきまして、ご意見ご質問をいただきたいと思います。

再度の確認ですが、本審議会の役割は条例骨子（案）を作ることということになっております。

その先にパブリックコメントを経て、条例案が県議会で議論されるという流れになっておりますので、そのことを踏まえて、私どもも確認を進めてまいりたいと思います。

本日お集まりの皆様はそれぞれ各界を代表していらっしゃっていますので、それぞれ専門的見地から、この条例骨子（案）への最終的なご確認の意見をいただきたいと私は思っております。

例えば、子どもの保護者の委員におかれましては保護者の役割、学校関係者の委員におかれましては、学校関係者等の役割、経済団体の委員におかれましては事業主の役割、市町村の委員におかれては、市町村との連携といった関連項目に特にご意見をいただければと存じます。もちろん全体を通してのご意見でも結構でございますので、その点もお願い申し上げます。

それではまず、山本副会長に口火を切っていただいて、そのあとは犬飼委員という形で、反時計回りで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

全員の皆様からのご発言をお願いできればと思いますので、お1人あたり2, 3分ということをお願いできたらと思います。

発言が終わりましたら、お隣の委員にマイクをお渡しください。

（山本副会長）

愛知県立大学の山本です。

この間、Web アンケート、ワークショップで、非常にたくさんの子どものからの意見が出たということで、うれしく思っております。

そして Web アンケート、何千というのをまとめていただきました事務局、大変ご尽力ありがとうございました。

子どもたちの意見を見て、やはり子どもたちは自分の意見を聴いてほしい、そしてそれを尊重してほしいという思いが非常に強いということを改めて、アンケート結果等から感じました。

そして、この権利条約や条例があること自体を知らない、内容を詳しく知らないという子どもが結構多いというところでは、この条例の宣伝をより行う必要があるという意見も出ていたかと思います。

こういう施策に対しての情報提供は、骨子の中に書かれていますが、条約や条例そのものに対する周知・徹底というところは、明確には書かれていない気がし

ました。骨子に書く必要は無く施策の中で、例えば、学校を通して条例そのものについて周知していくといった施策として実施を考えていると理解しましたが、こちらもご検討いただければと思います。

(愛知県弁護士会 犬飼委員)

弁護士会の犬飼です。

いろんな意見をこれまで言わせていただいて、たくさんの作業で反映いただいたなと思います。ありがとうございます。

少し法律的な観点からですが、子どもにとっての大切な権利ということで 10 個、具体的な権利を挙げていただいて嬉しいと思っています。

ただ、事前の検討でもあったように漏れてしまうようなことがあってはいけないため、包括的な子どもの権利を定めた上で、特にこの 10 個という構成の方が良いのではないかと思います。

場所や時間が経過すると、新しい権利が必要になったときに、それはこの包括的なところに基づいてこの権利が認められるよね、という形で使える必要があると思いますので、「子どもの権利条約の趣旨を尊重する。」とかそういったことでも良いのではないかと思います。

ただ、大元の根っことなる子どもの権利というものを認めること、大切にすることを他に書いておく必要があるかと思います。

あと、反対に子どもの権利・意見を聴いてほしいという子どもの意見がある中で、一方でそれを尊重できない大人の存在もあると思いますので、大人側も保護者に限らず、行政や学校も含めて、子どもを 1 人の人権の主体として尊重して、その意見を聴く必要があるのだという、大人側の心構えみたいなものもセットで必要になるのかと思います。

(愛知県町村会 加藤委員)

町村会の加藤です。よろしくお願いします。

行政の立場から発言いたします。

この条例骨子については良くできており、このまま進めていっていただきたいと思いますが、先ほど山本委員が言ったように、周知の方法をしっかりとやってもらえるとありがたいと思います。

特に作って終わりとなってしまうようにしていただきたいと思います。

県で作成後、どのように周知していくのかを確認したいと考えております。

そして、既に子どもの権利に関する条例を策定している市町村がある場合、連携といいますか、同様な形でできているのか確認した方が良いと思いました。

（愛知県経営者協会 久世委員）

愛知県経営者協会、久世と申します。

経営者協会という団体は民間の企業の団体ですので、今回で言うと「7 事業者の役割」が一番関係すると思っています。

そこで条例骨子（案）で3つほど、意見を言わせていただきます。

まず、事業者について定義を記載しなくて良いのかということ。

意図的に記載していないのかもしれませんが、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

それから役割で書いてあるところについて、雇用の話が中心に書いてありますが、本来の事業活動でも、権利に関わるところは出てくると思いますので、もう少し広めに役割を書いても良いかと思います。

例えば、海外での児童労働で安く作ったものを仕入れて売ることが、権利を侵害しているのではないかとか、あるいは自社が作っている製品が結果的に子どもたちの健康を害しているとか、事業そのものについても、基本理念にのっとった活動が求められるというところも、書いても良いのではないかということが2点目です。

それから3つ目が、「県及び市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める。」と追加していただいています、県と市町村だけではなくて、実際は企業が、例えば、学校から依頼されて遠足のときに工場見学で開放するとか、あるいは文化活動や芸術スポーツでその支援をするとか、子ども会に自分のところの作っている製品を提供するとか、お祭りのときに従業員駐車場を貸すとか、そういった身の丈に合った取組をしています、それは必ずしも県や市町村が行うことに協力するだけではなくて、基本理念のところに書いてある主体が行う施策や取組にも協力をしていると思いますので、もう少し幅広に書いていただいても良いかと思います。

（愛知民間保育協議会 鈴木委員）

愛知民間保育協議会鈴木と申します。

2点ほど。私ども保育園の団体でございますので、この骨子（案）の資料の2-2のところでも、乳幼児からの意見聴取について書いていただいておりますが、乳幼児の意見は今現在聴かれていない。その上で骨子（案）は作って、小学生以上は聴いたということは事実としてありますが、こういう手順で良いのか、とても疑問に思っております。

ただ、今後条例ができた後に、ここに書いてあるとおり現場の先生方の意見も伺い、研究をした上で実施するということですが、夏にはパブリックコメントということで、今からでは全然間に合わないわけですから、後でやりますというこ

となのだと思うのです。

後で聴くと言っている以上、乳幼児の意見は必ず聴いていただきたいと思います。

（愛知県医師会 春原委員）

愛知県医師会の春原です。

前回の会議からここに至るまでに、いくつかのことをやっていただいて、変更されたところが良かったと思います。

今後、文章自体も比較的難しいものが条例なのでできてしまうので、子どもたちが自分たちでわかる形のものも作っていき、見せていかないと、法律の文章はすごく難しいので、なかなか理解ができないと思います。

骨子自体の意見ではありませんが、そのようなものが今後の周知に関して必要ではないかと思います。

いろんな分野で、例えば小児科の医療なんかでも、子どもの権利はすごく言われていて、その部分について、病院でも少し作ったらどうかと言われております。そういう各病院とかが考える中でも、その元になるものだと思っておりますので、これはこれでいいのですが、子どもたちが見て、こういうことがあるから、自分たちで例えば、自分の病気についてはこういうように知りたいってことを言っても良いのだと思えることがあれば良いかと思います。

（愛知県児童福祉施設長会 都築委員）

愛知県児童福祉施設長会の都築です。

骨子の方の案を見させていただいて、これを少し見た感じでは、抽象的な感じがして、わからない部分が多いという印象を受けました。何人かの委員からも少しお話があったと思いますが、周知をどうしていくかという部分と、あと条例ができた後に、どのように意見聴取をしていくのかという部分が、具体的にイメージできる形で考えておいていただけると、スムーズにその後も聴き取りをしていけるのではないかと、その周知と意見聴取のイメージというのが大切かなというところを感じました。

現在、愛知県の児童家庭課の方で、施設にアドボケイトというものが入って、意見聴取をしておりますが、そうではなく一般家庭の子たちに意見聴取していく際に、どういった形で実施すれば、子どもたちの意見をしっかりと聴き取れるのかというのは、広く条例等を知っていただいて、広く聴取できるというのが、一番いい方法だと思いますので、そこをより具体的なイメージとして持っていただければと思いました。

(子育て支援のNPOまめっこ 中井委員)

子育て支援のNPOまめっこの中井です。

皆さんもおっしゃっていたように、この条例を作った後が大事だと思いますので、例えば、権利が守られなかった場合、「守られていない。」と子どもなり、子どもの関係者から県に意見があった場合に、その後どのように対応されるのか、少し気になりました。

同様に、資料2-1の愛知県子どもの権利擁護委員会の中で、必要がある場合には、必要な措置を講ずるよう意見を述べることを記載いただきましたが、これは意見を言った後に何らかの必要な措置が講じられる仕組みを、もうすでに考えていらっしゃるのかどうか、ただ意見を言うだけで終わってしまうのか、そのあとも何かフローが用意されているのかを少し確認したいと思いました。

先ほどの、条例が制定された後どうするのかというお話と少し繋がりますが、同じく資料2-1に追加していただいた「子どもにとって大切な権利」10項目の中で、例えば、今現在でも、4番の「家庭、学校及び地域社会において居場所を持ち自身の望む関係性を築くことができる」という権利は、年々不登校が増えており、地域の中でもフリースクールとか居場所がない子どもたちが増えていく中で、すでに守ることが難しいものの1つになっています。似ているもので6番の権利も「教育を受けることができる権利」と書いてありますが、学校に行けず、フリースクールにも物理的な距離・金銭的な理由などで行けていない子の教育は、この条例ができた後どう変化していくのか、条例ができることで子どもたちの権利が今より保障される方向に動く根拠になると思うので、まずはこの条例を作ることが第一なのかなと思います。

条例をどうしたら現実として守っていけるのかどうかとか、守れなかったときにどのようにカバーをしていくというか、条例が定める理想のところに近づけるためには、どうしていくかというところを考える必要があるのではないかと思います。この条例を作った後に、例えば定期的に、この条例について、何が書いてあるか知っていますか、のようなアンケートを継続的に取っていくとか、どういうときにこの権利が守られていないと感じますか、今課題となっているところに何があるか、といったことを聴き取っていく仕組みが必要ではないかと思います。

(愛知県里親会連合会 野田委員)

愛知県里親会連合会の野田と申します。

子どもの声とかを反映していただいた骨子で、うれしく思っております。

骨子ですので皆さん言われたとおり、この言葉で良いのではないかという思

いと、もう少し具体的な踏み込みがほしいという思いがありますが、里親会としては、子どもは親のことで振り回されるということが多いです。

親だけじゃなく、大人で、子どもの最善の利益とは言うものの、子どもがそれを理解しているのかということもありますし、今の最善の利益が長期的に見た最善の利益なのかということもあります。

子育てしていると、自身が育ったように子育てをしてしまうのが親ですので、こういう条例とかが、子どもも本人もきちんと受け止めて、長く理解を進めてほしいと思います。そのための周知は、わかりやすい資料などで本当に長く続くようにしてほしいと思います。

委員会の方々のことも、報告だけではなく、県の方にもそれを是正するようにといった感じだと思うのですが、「4 県の責務」で戻ってくると思うのですが、私達も児童相談所とかの関係もしておりますが、そこが、言いなりになってしまいやすいので、行政の方も柔軟というか、やれてないことはやるというように、進めていってくださると良いなと思います。

（愛知県小中学校長会 林（智）委員）

愛知県小中学校長会、林と申します。

子どもたちの意見を取り入れてというところで素晴らしい案ができつつあると思います。

私も周知という点で、子ども向けのものということもありますので、義務教育の段階で言いますと、子どもたちの発達段階が、下は小学1年生から上は中学校3年生ということで経験や知識についても、とても幅広くあります。

そういった意味では先ほどもお話あったと思うのですが、こういったできたものに対して、例えば、低学年向け・高学年向け・中学生向けといった、ガイダンス的な補助的なものがあると、一層周知という点では効率良くいけるのではないかと思います。

また、継続的に今後も関わっていくということもお話がありましたので、そういったことを子どもたちに考えさせながら、継続していくと、よりよいものを作っていくという点にも繋がるかなと思います。

子どもたちも、自分の意見が反映をされるとか、役に立ったということがありますが、とても達成感があって、喜びにも繋がると思いますので、その点でも考えていただけたらと思います。

（愛知県公立高等学校長会 林（直）委員）

愛知県公立高等学校長会理事の林と申します。

高等学校としても条例の趣旨を踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと

思っております。

意見ということですので、4点ほど申し上げたいと思います。

1点目は権利と対になる責任といえますか義務といえますか、年齢によっては考えることができる要素についてです。条例の趣旨は、おそらく声を上げられない年齢の子どもの救済という側面が強いのではないかと思います。

一方で高等学校としては、いかに生徒を大人にしていくかということにも取り組んでおります。

他者の権利を不当に侵害することがあってはならないということは当然のことですので、こういった議論の流れがあって、骨子の枠外に他者の権利の尊重が追記されていると思います。

昨今の世の中の風潮を考えると、年齢に応じて、救済とともに責任の方もセットで強調していく必要があるのではないかと考えます。

2点目、名称についてです。

名古屋市には、なごや子どもの権利条例があるかと思います。

愛知県版は仮称のようではありますが、生徒や保護者が検索するときに、どこかの県の条例なのかすぐに分かるようにした方が良いのではないかと思います。愛知などを冠した方が良いと思います。

3点目ですが、附属機関への申し立てに関する権利擁護委員会についてです。

この権利擁護委員会は、果たして全県の相談事例を一手に扱うのだろうか、各自治体でおそらく持っていらっしゃる相談室や相談機関とどのような関係になるのか、ということが骨子だけではわかりませんでした。これから詰めていくのでないかと思うところであります。

名古屋市には、第三者機関としての名古屋市子どもの権利相談室（なごもっか）があると聞いておりますが、こういった機関の設置が予定されているということなのかなと推測しております。

最後4点目、周知に関してです。

子どもには学校経由での周知を前提としているのではないかと想像するところでは。

1つ考えておいたほうが良いことがあります。専修学校であるとか、あるいは広域の通信制高校に在籍している生徒で条例の対象となってくる方の中には支援を必要としている方が多くいます。

ただし、その方たちに周知するのはとても工夫が必要だと思います。

専修学校には、愛知県専修学校各種学校連合会の方に依頼すれば、何とか対応していただけるのではないかと思います。

しかし、広域通信制高校の場合は、本部が北海道にあたりとか、鹿児島にあたりします。愛知県にあるのはサポート校であり、おそらく愛知県の行政機関

が所管してないため、学校を介した周知はなかなか難しいです。高校生の10人に1人が通信制高校に通っている時代です。支援を必要とする生徒は多くいると思いますので、その人たちが条例を知る機会であるとか、知らせる行政機関の整備は必要だと思います。

(愛知県中小企業団体中央会 堀川委員)

愛知県中小企業団体中央会の堀川と申します。

骨子の内容の方については、細かい内容となっておりますので、こちらの方について私から何か付け加えてほしいということはないのですが、先ほどからお話が出ていますように、こういったものを一生懸命皆さんが時間かけて作り上げている中で、その後の周知も、とても大事なことだと思いますので、これからしっかりと進めていけるように取り組んでいければと思います。

また、この骨子の中に、市町村等相互に連携をするという言葉が、何ヶ所か出てきますが、今日は同じ時間帯で名古屋市と同じ会議が開催されておりますので、そういったところを、愛知県と名古屋市ということで立ち位置が違うとは思いますが、協力できるところ、事務作業で一緒にできるところは、同じ共同で進めていき、それぞれの分野で細かく進め、やれるところを細分化してやっていくと事務作業であったり事務局の方の手間であったりということも、効率化して進めていけるのかなと思っております。

(愛知県小中学校PTA連絡協議会 邑松委員)

愛知県小中学校PTA連絡協議会の邑松と申します。

私は保護者という立場で会議に出ておりますが、まず、ほとんどの保護者の方がこういうことを会議でやっているということが、まずわかっていないと思います。

私もこの会議に何回か参加させていただいて、ようやくやっている内容や、県や行政等さまざまなところが連携していろいろ取り組んでくれているということが、この会議に出て理解したという状況です。

そのため、パブリックコメントを見ることや、いろんなことをする保護者は子どもの人権を自分が侵害しているとか、そういうことすら、わかってないとか、考えてないと思っている方がたくさんいるのではないかとというのが素直な感想です。

そのため、この場で揉まれたことが、先ほどからずっと周知ということが言われておりますが、どのような形であれ、保護者や対象の子どもたちのところまで何とかして届けて、こういうものができているという現実がわかる社会になると良いと思います。

ようやく本日の資料で、とてもわかりやすい内容のものが出てきて、内容が理解できたというのが、会議に何回も出ていた私の感想であります。これを見る保護者の方は、より理解してもらえないだろうという現実をわかっていただいて、今後、取り組んでいただきたいと思います。

(愛知県国公立幼稚園・こども園長会 室田委員)

愛知県国公立幼稚園・こども園長会の室田と申します。

先ほど鈴木委員の意見でもありましたが、乳幼児の子どもたちも子どもの枠組みに含まれる中、やはり出発点のところにいる子どもたちが、後回しにされているということをすごく強く思います。前回の会議のときにも意見をさせていただきましたが、そういう子たちをまず第 1 に考えていただけると良かったと少し残念だと思いました。

また、乳幼児の子どもたちの中にも、やはり障害や特別な支援の必要なお子さんがたくさんいます。その子たちは自分たちの意見が言えないので、保護者の方、身近にいる方に、様子を聞いていただくことがとても大事だと思います。

乳幼児の子たちが行ける施設が整っていないということを、現場にいると痛切に感じるので、その辺も子どもたちの条例ということを考えると、大事にさせていただきたいと思います。

それから言葉について、大切にされるとありますが、子どもたちの意見の中にも大切にされるような条例をとということで、大切にされるとはどういうことなのだろうかと、一人一人の子どもによって大切にされると感じることは違うと思いますので、その具体的に大切というのはどのようなことなのか、みんなにわかるようにしていただきたい。

特に先ほどから周知、周知と言われておりますが、この条例がせっかく作られたのならば、大人だけではなく子どもたちにも知らせていき、子どもたちが自分は条例ができて、きちんと尊重されているのか、意見を聴いてもらえているのか、気持ちが傷つかないように守られているのか、ということを自分たちで判断できる周知の仕方をするために、みんなにわかりやすい言葉や具体的に何か補足をつけると良いのではないかと感じました。

ただ、子どもたちの意見とかがわかりやすくまとめられていて、そこを踏まえた上でこのような条例を作成していただけたのは、とても良かったと思います。

(CAPNA 渡邊委員)

認定NPO法人CAPNAの渡邊と申します。

タイトなスケジュールの中で、ガイドラインを踏まえて意見を聴いていただいたということで、本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

私の方からいくつかご意見を申し上げたいと思います。

まず骨子の「4 県の責務」というところ。

この委員の意見のところにも書いてありますように、保護者、あるいは学校関係者等が、その過度な負担があることによって、どうして良いかわからないということにならないように、県の責務の中に、例えば、1つの文章で書いてありますがこれを2つに分けていただいて、「県は基本理念にのっとり、子どもに関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。」「県は、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。」と、そういった方々への支援を県の責務として書いていただけると良いかと思います。

それから、「5 保護者の役割」のところについて。

保護者の役割の中に加えていただきたいのは、子どもにとっての最善の利益を第1に考えてほしいということで、例えば、「保護者は基本理念にのっとり子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもにとっての最善の利益を第1に考え、子どもの発達に応じた養育に努めなければならない。」というような形で入れていただくと良いかと思います。

それから、「6 学校関係者等の役割」というところについて。

「学校関係者等は基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、…」と書かれており、子どもの安全というところでまとめていただいているのかと思いますが、もう少し具体的に、例えば、「虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、子どもが安心して学び及び育つことができる環境づくりを行うよう努めなければならない。」のような文言を入れていただけると良いかと思います。

それから先ほど周知というところが出ていましたので、特に学校での権利学習、これが重要になると思っています。

その趣旨を含めて、「学校関係者等は子どもが子どもの権利について理解を深め、意見を表明することができるよう、支援に努めなければならない。」といったような文言を入れていただけると良いかと思っています。

それから、「15 子どもの権利の周知」についてです。

ここについては、先ほども周知というのが出ていましたので、「県は、…子ども基本法の趣旨及び内容について、子どもを含めた県民に周知し、子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければならない。」といった文言を入れていただけると良いかと思っています。

それから、「17 愛知県子どもの権利擁護委員会」についてです。

まず、その委員会の職務として、専門の相談窓口を作るというところが入って

いるのかどうかがよくわからなかったので、後でお聞きしたいと思います。

「19 調査及び調整の申し立て」という項目があります。

その中に、「相談をしてもなお相談にかかる事案の解決が見込めないときは…」の相談は、これは専門の相談窓口を想定されているのかとも読み込めますが、権利擁護委員会の職務のところに、まず1番目として、「子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。」というものを書いていただきたい。次に2番目ですが、「申し立てに応じて、調査・調整を行うこと。」と書いてあります。その結果必要があると認めるときには知事に対して、必要な措置を講ずるよう意見を述べることもできるということです。この点について、子どもの権利侵害に関する救済の申し立て、または委員会の発意に基づいて、調査調整、勧告、意見表明、要請等を行うことということで、調査・調整の申し立てをした後の流れについて、具体的に書き込んでいただいた方が、申し立てをするとうなるかというところが、県民の方にも伝わるのではと思っています。そして勧告、意見表明等の内容を公表することというのも書いていただきたいと思っています。

それから、「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」これも、職務として書いていただけると良いかと思っています。

調査・調整の申し立てをして、調査・調整をし、知事に対して意見を述べるという流れになっているようですが、先ほど私の方から発意ということを申し上げました。これは委員会の判断で、調査・調整をするという場合を想定しており、申し立てがあってもそれに対して対応してもそれは個別の事案について、救済されるかもしれませんが、この発意をして例えば、勧告とか、要請とかすれば、それが同じような権利侵害が起きないように予防するという効果もあるのではと思うので、そういった点もご考慮いただきたいと思っています。

それから、最後に、「子どもにとっての大切な権利」ということで、10項目書いていただきました。子どもたちの貴重な意見をここに盛り込んで、こういった形でまとめていただいたのは非常に良かったと思っています。

ただ1点、2つ目のポツのところ。

「自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない。」と書いてあります。

これは子どもたちからも意見が出ていましたが、まず子どもというのは、自分には権利があり、人としての尊厳があるということを知ることによって初めて、他者に対しても、他者にも権利がある尊厳があることに、気づくことができると考えています。

そのため、子どもの権利について、子ども自身が理解を深める、そういった支援が必要になると考えていますので、例えばこのところの文言を、「子どもは

自分の権利が他者から尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重することができる。」といった文言になっていると、実態に即した内容になってくるかと思っています。

（後藤会長）

ここで全員の皆様から、条例の骨子（案）そのものについてもいくつかご意見いただきましたが、ほぼ全員からいただいたのは、この骨子が議会で成立した後、それをどうやって運用して周知し理解させていくか、してもらうかというところが一番重要だというご意見が、たくさん出たかと思います。

ここで県の方で皆様からのご意見で、今、回答いただけるものがありましたら、お願いしたいと思います。

（子育て支援課 伊藤担当課長）

子育て支援課伊藤でございます。

いただいたご意見すべてにお答えし切れるかわかりませんが、まずは今、後藤先生の方からもまとめがありました、周知・啓発についてです。

条例には、その権利が大切だということの周知について、資料2-1の「15子どもの権利の周知」のところで「県は、子どもの権利を尊重し、擁護するため、この条例や、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動を通じて、子どもを含めた県民に子どもの権利を周知し、その理解を得るよう努めるものとする。」とさせていただいております。この「子どもを含めた県民」と書かせていただいておりますのは、子ども、発達段階に応じた乳幼児向けは今後考えていくところですが、発達段階に応じた、低学年・高学年・中学生を分けて作ると良いというご意見もいただいたと思いますし、大人が子どもには権利があつて、意見を尊重しなければいけないということを知っていないといけないということもありましたので、そちらの方もこの「子どもを含めた県民」というところに思いが込めてございます。

また、保護者にも届くようにということで、そういった周知の仕方とか、あとは、権利には責任が伴うということである程度の年齢になれば、権利があることには責任が伴うということを強調するべきというご意見もいただきましたし、そういったことも含めて今後、条例の制定後に、県の活動として、こちらの方はしっかりと、皆さんにいただいたご意見を踏まえて、子どもの意見も当然聴きながら、効果的に周知・啓発ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、犬飼先生からいただいた法的な観点からということで、包括的に権利を書いた後で、特に大切な権利という書き方をしておく時代とともに新しい権利が出てきたときにも通用するというところで、ご意見いただきましてありがと

うございます。参考にさせていただきます。

今後、法規担当と条例について詰めていくことになりますので、そちらの方でもまた、参考としながら調整してまいりたいと考えます。

市町村との連携は、すでに条例を作っている市町村があると思いますけれどもその市町村との連携はどうなるのかということについて、特に権利擁護委員会のようなものをすでに持っている市町村とはヒアリングなどをしておりまして、今後、条例ができた後にさらに連携を深めていきたいと思っております。

その他、「7 事業者の役割」ということについて経営者協会からいろいろご意見賜りましたので、こちらの方も関係機関等と調整しながら今後検討させていただければと思います。

権利擁護委員会の意見表明について、権利擁護委員会の仕事として、知事に対して意見を述べるができるというところがありますけれども、これについて、その後、意見を踏まえた措置が講じられる仕組みを考えているのかという旨のご質問をいただいたと思いますが、こちらについては他の自治体ではそういった機能を付与している例もあるということを承知しておりますが、この擁護委員会から述べられた意見に対して、執行機関がどのような対応を行っていくのかということは、執行機関である知事部局や教育委員会部局が検討して実施していくものになりますので、運用上、委員会側に対応状況を、このようにやりましたということを報告していくことにはなるかと思いますが、条例上はそういった規定を置かない方向で検討を進めております。

名称について、名称には「愛知県」をつけた方が他の条例と区別がつくのでいいのではないのでしょうかというご意見いただきました。そちらについてもまた検討させていただきます。

権利擁護委員会への申し立てについて、全県の相談事例をいっぺんに引き受けるのか、すでに条例がある自治体とどういう関係になるのかということも、条例上はこういった、基本的には全県にかかるものと定めておりますが、今後、運用上調整していくことになるかと思えます。

市町村との連携については、名古屋市にも同じような会がありますが、名古屋市と県ということで別の地方自治体になりますので、完全に事務を一緒にするということは、実務上難しいかと思いますが、情報提供・交換をしっかりしていきたいと考えております。

権利擁護委員会の機能として、自己の発意に基づき、何か調査・調整ができるようにしたほうが良いのではないかというご意見もいただいたと思いますが、権利擁護委員会につきましては、地方自治法に定めております附属機関ということで考えておりますので、権利擁護委員会が自身の判断で動くことができる規定というのは庁内での協議の結果、地方自治法の規定及び趣旨を踏まえまして、

このような機能を付与することはしない方向で検討を進めております。

（後藤会長）

今、事務局の方から説明いただき、周知に関しては、いろんな観点から皆様から意見をいただいたものはきっと今後、整理していただいて、やっていただけるものと思います。

また皆様から出ました市町村と関係するところ、すでに権利擁護委員会のあるところや無いところとどのように連携するかということなども含めて、これから運用上、県側だけの意図でもなかなか決められないところもあるので、市町村側と意向確認しながら、条例に基づいて取組を進めていただくとのことです。教育委員会についても同じようなところとなるかと思います。

また権利擁護委員会の機能についてのご説明もありました。

その辺りは委員の皆様で、所々まだ、十分な踏み込みにはなっていないとのご指摘もありましたが、この間、いろいろ検討いただいた結果として今日の案が出てきたというところだと思って今の説明を聞いておりました。その上で、今、皆様全員からご意見をいただき、また県側からできるところで回答いただいたと思いますが、その上で何かどうしても確認しておきたいことなどがあれば、挙手をいただいてご意見賜りたいと思います。

個別におっしゃってくださって、そのように修正いただけたらというところがありましたので、そこは事務局に検討いただくとしまして、大方の皆様はこの骨子（案）自体は良いが少し難しすぎるから、できた後、これをどうやって年齢別とか対象別に周知するか。国連の「児童の権利条約」もわかりやすい形でそれぞれに向けて、10年、20年かけて浸透してきたと思います。県の条例も成立した後はそういった努力が必要かなと思っております。骨子（案）について、どうしてももう一度確認したいとかもう一度言っておきたいということがありましたら、お願いいたします。

（愛知県児童福祉施設長会 都築委員）

周知の部分について、子どもたちにわからないと意味がないと思います。

今、児童家庭課が作ってお渡しているものがありまして、権利ノートというものがあります。

私が3年前か4年前に改定みたいなところでお話があつて、そこで携わりまして、子どもたちにとってもわかりやすい形のもです。

今、児童家庭課と縦割りではないですが、分かれてやっていると、はたから見えて感じるので、ご協力いただける部分はご協力いただけると良いかと思います。

また権利ノート以外にも、その当時、動画を作るといっても言われていたもので、今の子どもたちは動画で見せていくことが重要ではないかと、動画をDVD等に焼いて、見せられるようにというところでお話があったので、そういう部分も活用できるのかなと思います。

(子育て支援のNPOまめっこ 中井委員)

子育て支援のNPOまめっこです。

確認ですが、先ほど林委員の発言に権利と義務のお話があったかと思います。

子どもの権利自体が、義務とセットで言われるものではなくて、ヒューマンライツ、生まれながらにして持っている権利を指していると私は理解しておりますが、この子どもの権利に関する条例は、義務とセットで語られるものなのではないかということ。

あと、今の子どもたちはほとんど動画でしかも短いT i k T o kや、Instagramなどのショート動画で情報収集をしているので、ぜひそういったSNSなども積極的には活用いただいて、子どもたちに人気の、インフルエンサーを活用いただくとか、かわいらしいアニメで何かされるとか、そういった工夫がされるといいのかなと思いました。

(子育て支援課 鈴木課長)

貴重なご意見ありがとうございます。

まず都築委員の方からお話のありました、条例制定後の周知につきましてはいろいろアイデアを出していただきましてありがとうございます。

子育て支援課と児童家庭課は、違う課ではありますが、隣同士のお部屋でございまして、その2つの課を統括しているのが子ども家庭推進監です。日頃から割と交流はしているつもりではございますが、今いただいたような、周知につきましては、今後予算も絡んでまいりますので、予算当局とも相談をしながら、よりよい周知の仕方、子どもたちにわかりやすいもの、大人にもわかりやすいもの、お母さんやお父さんにもわかりやすいものを作ってまいりたいと考えておりますので、またいいアイデアがありましたら、お知らせいただければと思います。

それから中井委員の方からお話のありました、義務と権利について、でございますけれども、こちらの条例についてはセットにはなっておりませんので、ご安心ください。

(櫻井子ども家庭推進監)

子ども家庭推進監の櫻井です。

児童家庭課の方とは、先ほど課長が申し上げたとおり、よく意見交換しており

ますので、児童家庭課の方の意見も聞いて、福祉施設の方々とも意見を聞きながらやっていきたいと思っています。

条例の周知について、非常に大事だと思っておりますが、先ほど課長が申し上げたとおり、予算措置が伴う内容で、予算措置とは予算査定を経ないとなかなか申し上げることは難しいということで、少し奥歯に物が詰まった言い方をしている恐縮ではありますが、我々福祉局としては、予算要求をしっかりとやっていきまして、子どもの周知のためにどういったことができるかということを考えていきたいと思っていますし、子ども若者委員にできれば、どういった周知の方法が良いのかというアイデアも、3回目のミーティングで、意見を募集したいと思っています。そういったところで、先ほど委員からもご説明があった動画とか、SNSで周知してほしいとか、あと子どもに伝わるように、若者に伝わるようにどんな周知、どんな言葉で書いたらいいとか、そういったことも、子ども若者委員から、ミーティングで意見をもらった上で、何かしらを実施していきたいと思っております。

(渡邊委員)

1点確認ですが、子どもの権利擁護委員会について専門の相談窓口は設けられるでしょうか。

(子育て支援課 鈴木課長)

専門の相談窓口については、この附属機関と別で、事業ベースで考えているところでございますので、先ほど子ども家庭推進監の方からお話がありましたが、予算当局としっかり話を詰めていきたいと思っております。

(渡邊委員)

子どもたちが、権利侵害を受けているとかそういう困ったときに専門の相談窓口がないと、どこに相談していいかわからないとなるので相談窓口の周知も含めて、よろしく願いしたいと思います。

専門の相談窓口を設置していない自治体の活動状況を見ると、その活動実績が不明な自治体もかなりあると、3割ぐらいがそういう自治体だという調査結果もありますので、その点について、よろしく願いしたいと思います。

それから1点確認ですが、子どもの権利擁護委員会の申し立てをした後の動きとして、先ほど勧告とか意見表明とか、要請、そういったことを入れていただけないかというお話をしました。

この権利擁護委員会は、あくまでも勧告とか要請をしますが、実際、実施の権限を持っているわけではないので、当然その実施は各自の機関でおやりになる

ということです、その実施権限がないから勧告とか意見表明、要請をしても意味がないということにはならないかと思っています。

それから先ほどの中井委員もおっしゃった権利はセットでない、これすごく重要なことだと思います。

権利は生まれながらにしてすべての子どもに与えられるもので誰も奪うことができないものです。そういう趣旨だとおっしゃっていただいたのでいいのですが、何かをしたから与えてあげる、何かをしたかと、何かをしないから、取り上げるというものではない。

これはすごく重要なことで、権利学習のときも子どもたちにしっかりお話をさせていただき、セットじゃないなんて知らなかったという子が結構多いです。

その辺、大切な権利のところで、自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならないというふうに書いてあります。

これはこのとおりで間違っていないのですが、これを強調しすぎると、他の人のことを考えなさいとか、思いやりの気持ちを持って接しなさいとかになりがちですので、自分に権利がある、尊厳があると気づくことによって、他者の権利や尊厳を重要視できるということで、そういった支援をしていただきたいと思います。

（後藤会長）

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

もしご意見あれば受けたいと思いますが、皆様から申し上げていただいたことについては事務局の方で、これから整理して取り組んでいただきたいと思います。

また、今回子どもから意見を 4 つの方法で聴いていただきまして、私が聞いたところでも若い職員の方たちが非常に熱心になって、この取組を丁寧なプロセスを踏んでいただいていると聞いておりましたので、その炎を絶やさないように、続けていただけるのではないかと期待しているところであります。

それでは皆様、そろそろ会議の予定した時間になっておりましたけれど、よろしかったでしょうか。

ご議論については、今回の出席のすべての委員から、専門的見地からご意見をいただき、このいただいた意見を再度事務局の方でしっかり検討を行っていたいて、議会に出す条例骨子（案）に反映していただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、我々の役割としてはこの条例骨子（案）を作るところまでということで、次はパブリックコメントへと進んでいただくものと思います。

先ほど乳幼児の意見をという話がありましたので、ぜひパブリックコメントをするときに子ども・乳幼児じゃなくても良いですが、乳幼児を支援している

方々も積極的に乳幼児の立場になって、パブリックコメントしてくださいという注釈を入れていただくだけでも、この委員の皆様の意見が少しは反映されるかなと思います。パブリックコメントのとき、そういう点も含めていただけたらかなと思います。事務局から、子ども向けパブリックコメントを行って多くの子どもが意見を出しやすいように夏休みが始まる前に周知を行って、こちらのパブリックコメントも条例の周知もそうですが、まずは子どもたちに、きちっとこれが伝わるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、条例骨子（案）につきましては今日の皆様のご意見を踏まえて事務局が修正すると思いますので、微力ではありますが私の方で確認させていただきたいと思いますので、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。

（了承）

ありがとうございました。

それでは子どもの権利に関する条例（仮称）条例骨子（案）の審議を終了いたします。何回かにわたって、委員の皆様の協力あってこそ、今日を迎えることができましたこと、改めてお礼申し上げます。

それでは続きまして、その他に移ります。

事前には特にないと伺っておりましたが事務局から何かございますか。

（議題無し）

本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

それではここで時間になりましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思いますのでお願いいたします。

（子育て支援課 鈴木課長）

本日はお忙しい中、長時間にわたりご議論いただきまして、大変ありがとうございました。

本日いただきました多くのご意見貴重なご意見ご提言につきましては、事務局の方でしっかり検討させていただきまして、会長と相談の上で条例骨子（案）を策定したいと存じますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（子育て支援課 平山課長補佐）

議事録につきましては、後日発言された方を内容の方に内容をご確認いただき、議事録署名者を2人の証明の上ホームページに掲載いたします。

なお次回開催の会議の開催未定ですが、日程等決まりましたら追って連絡い

たします。

それではこれもちまして、令和 8 年度第 1 回愛知県子ども子育て会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。